

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	3	担当課	林業政策課
法令名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 (愛媛県農林水産研究所使用規則)	根拠条項	3 (11, 15-2)	許認可等の内容	展示研修施設の研修室及び実習室等の使用の許可
<p>愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 (利用の許可) 第3条 公の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けるものとする。</p> <p>愛媛県の農林水産研究所使用規則 (展示研修施設の研修室の使用の許可) 第11条 展示研修施設の研修室を使用しようとする者は、使用日の6月前から7日前までに、愛媛県農林水産研究所施設使用許可申請書 (様式第2号。以下「使用許可申請書」という。) を知事に提出し、その許可を受けなければならない。 2 知事は、前項の規定による使用の許可の申請があつた場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対して愛媛県農林水産研究所施設使用許可書 (様式第3号。以下「許可書」という。) を交付するものとする。この場合において、展示研修施設の研修室の使用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。 3 知事は、第1項に定める期間外に使用許可申請書の提出があつた場合であつても、特に理由があると認めるときは、同項の許可をすることができる。</p> <p>(技術研修施設の使用) 第15条 技術研修施設のうち、実習室及び機械操作場 (以下「実習室等」という。) は、林業研修に使用されない場合において、林業に関する団体その他知事が適当と認めるものが林業、森林又は緑化に関する研修を実施するときに限り使用することができるものとする。 2 第11条から前条までの規定は、実習室等の使用について準用する。この場合において、第11条第1項及び第2項中「展示研修施設の研修室」とあり、並びに第12条第1号及び第2号並びに前条中「花き研究指導室等」とあるのは「実習室等」と、第11条第1項中「6月前から」とあるのは「1月前から」と、第12条中「花き研究指導室等を使用しようとする者」とあるのは「実習室等を使用しようとする者」と、「花き研究指導室等を自由な使用に供せず、又は前条第1項」とあるのは「第15条第2項において準用する前条第1項」と、「花き研究指導室等の管理運営上」とあるのは「実習室等の管理運営上」と読み替えるものとする。</p>					